

【閱覽用】

令和3年11月26日提出

令和3年12月那須塩原市議会  
定例会議議案

那須塩原市



令和3年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第83号	令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）	総務部
議案第84号	令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	保健福祉部
議案第85号	令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	保健福祉部
議案第86号	令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）	保健福祉部
議案第87号	那須塩原市行財政改革推進計画審議会条例の制定について	企画部
議案第88号	那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	総務部
議案第89号	那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例の制定について	市民生活部
議案第90号	那須塩原市部局設置条例の一部改正について	企画部
議案第91号	那須塩原市職員定数条例の一部改正について	総務部
議案第92号	那須塩原市税条例の一部改正について	総務部
議案第93号	那須塩原市都市計画税条例の一部改正について	総務部
議案第94号	那須塩原市手数料条例の一部改正について	建設部
議案第95号	那須塩原市文化会館等条例の一部改正について	教育部
議案第96号	那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	子ども未来部
議案第97号	那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について	保健福祉部
議案第98号	那須塩原市企業立地促進条例の一部改正について	産業観光部
議案第99号	財産の無償譲渡について	教育部
議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について	建設部
議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について	建設部
議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について	教育部
議案第103号	市道路線の認定について	建設部
報告第29号	専決処分の報告について〔訴えの提起〕	総務部
報告第30号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	保健福祉部

議案 第 8 3 号

令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第84号

令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第85号

令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第86号

令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第87号

那須塩原市行財政改革推進計画審議会条例の制定について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市行財政改革推進計画審議会条例

(設置)

第1条 市が策定する行財政改革推進計画（以下「推進計画」という。）に関し必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、那須塩原市行財政改革推進計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し答申する。

- (1) 推進計画に関する事項
- (2) その他市長が行財政改革の推進上必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、行財政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長の職務を行う者がいないときは、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年那須塩原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表教育支援委員会委員の項の次に次のように加える。

行財政改革推進計画審議会委員	日額7,400円	
----------------	----------	--

議案 第88号

那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の損害賠償責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は地方公営企業の管理者 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく市長等の損害賠償責任について適用する。

議案 第89号

那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例の制定について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例  
(設置)

第1条 那須塩原クリーンセンターに係る長期包括運営若しくは基幹的設備改良工事又はその両方を行う者（以下「事業者」という。）の選定について、公平かつ公正な審査及び評価を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し答申する。

- (1) 事業者の選定の基準に関する事項
- (2) 事業者の提案の審査に関する事項
- (3) 事業者の選定に関する事項
- (4) 事業者との契約に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業者の決定に当たり市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長の職務を行う者がいないときは、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部廃棄物対策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成

17年那須塩原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

那須塩原クリーンセンター長期包 括運営事業者等選定委員会委員	日額15,000円	
-----------------------------------	-----------	--

議案 第90号

那須塩原市部局設置条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市部局設置条例の一部を改正する条例

那須塩原市部局設置条例（平成19年那須塩原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1号イを削り、同号中ウをイとし、エからキまでをウからカとし、同号ク中「男女共同参画」を「人権及び男女共同参画」に改め、同号中クをキとし、ケをクとし、同条第2号を削り、同条第3号中シをスとし、ウからサまでをエからシとし、イの次に次のように加える。

ウ 組織機構に関すること。

第2条中第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第91号

那須塩原市職員定数条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員定数条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員定数条例（平成17年那須塩原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「

627人
8人
5人

」を「

674人
9人
6人

」に、「

7人
135人
43人
828人

」を「

8人
144人
44人

888人

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第92号

那須塩原市税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例（平成17年那須塩原市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第67条第1項中「12月1日から同月25日まで」を「9月1日から同月30日まで」に、「翌年2月1日から同月末日まで」を「12月1日から同月25日まで」に改める。

附則第10条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第67条第1項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の那須塩原市税条例（以下「新条例」という。）第67条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 新条例附則第10条の2第24項の規定は、令和3年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による

改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第46項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案 第93号

那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例

那須塩原市都市計画税条例（平成17年那須塩原市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「12月1日から同月25日まで」を「9月1日から同月30日まで」に、「翌年2月1日から同月末日まで」を「12月1日から同月25日まで」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「令和3年度」を「令和5年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の那須塩原市都市計画税条例第5条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案 第94号

那須塩原市手数料条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例

那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2長期優良住宅の建築等計画の認定審査手数料の項中「(長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第2項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定にあつては、当該額を当該認定の申請に係る対象住戸数で除して得た額（その額に10未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同項第1号中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（」を削り、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。以下同じ。）」を「第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し」に改め、同号ア中「18,000」を「17,000」に改め、同号イ中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ（ア）中「35,000」を「28,000」に改め、同号イ（イ）中「57,000」を「43,000」に改め、同号イ（ウ）中「100,000」を「67,000」に改め、同号イ（エ）中「177,000」を「106,000」に改め、同号イ（オ）中「306,000」を「161,000」に改め、同号イ（カ）中「563,000」を「269,000」に改め、同号イ（キ）中「790,000」を「338,000」に改め、同項中第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号ア中「45,000」を「63,200」に改め、同号イ中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ（ア）中「107,000」を

「152,300」に改め、同号イ(イ)中「171,000」を「242,100」に改め、同号イ(ウ)中「337,000」を「479,500」に改め、同号イ(エ)中「605,000」を「851,800」に改め、同号イ(オ)中「1,041,000」を「1,440,300」に改め、同号イ(カ)中「1,923,000」を「2,637,300」に改め、同号イ(キ)中「2,742,000」を「3,739,200」に改め、同号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2既存住宅に係る長期優良住宅の建築等計画の認定審査手数料の項中「(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第2項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定にあつては、当該額を当該認定の申請に係る対象住戸数で除して得た額(その額に10未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を削り、同項第1号中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類(」を削り、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。以下同じ。))」を「第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し」に改め、同号ア中「26,000」を「24,000」に改め、同号イ中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ(ア)中「49,000」を「39,000」に改め、同号イ(イ)中「80,000」を「61,000」に改め、同号イ(ウ)中「141,000」を「98,000」に改め、同号イ(エ)中「247,000」を「156,000」に改め、同号イ(オ)中「428,000」を「238,000」に改め、同号イ(カ)中「787,000」を「401,000」に改め、同号イ(キ)中「1,104,000」を「504,000」に改め、同項第2号ア中「95,120」を「94,400」に改め、同号イ中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ(ア)中「234,760」を「228,200」に改め、同号イ(イ)中「378,080」を「364,600」に改め、同号イ(ウ)中「757,680」を「726,100」に改め、同号イ(エ)中「1,362,640」を「1,292,300」に改め、同号イ(オ)中「2,342,840」を「2,188,300」に改め、同号イ(カ)中「4,331,560」を「4,011,200」に改め、同号イ(キ)中「6,194,040」を「5,688,300」に改め、同項第4号中「前項第5号」を「前項第4号」に改める。

別表第2長期優良住宅の建築等計画の変更の認定審査手数料の項中「(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項で準用する第5条第2項の規定による長

期優良住宅建築等計画の変更の認定にあつては、当該額を当該認定の申請に係る対象住戸数で除して得た額（その額に10未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同項第1号中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し」に改め、同号ア中「9,000」を「8,500」に改め、同号イ中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ（ア）中「17,500」を「14,000」に改め、同号イ（イ）中「28,500」を「21,500」に改め、同号イ（ウ）中「50,000」を「33,500」に改め、同号イ（エ）中「88,500」を「53,000」に改め、同号イ（オ）中「153,000」を「80,500」に改め、同号イ（カ）中「281,500」を「134,500」に改め、同号イ（キ）中「395,000」を「169,000」に改め、同項中第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号ア中「22,500」を「31,600」に改め、同号イ中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ（ア）中「53,500」を「76,150」に改め、同号イ（イ）中「85,500」を「121,050」に改め、同号イ（ウ）中「168,500」を「239,750」に改め、同号イ（エ）中「302,500」を「425,900」に改め、同号イ（オ）中「520,500」を「720,150」に改め、同号イ（カ）中「961,500」を「1,318,650」に改め、同号イ（キ）中「1,371,000」を「1,869,600」に改め、同号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号中「長期優良住宅の建築等計画の認定審査手数料の項第5号」を「長期優良住宅の建築等計画の認定審査手数料の項第4号」に改め、同号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表第2既存住宅に係る長期優良住宅の建築等計画の変更の認定審査手数料の項中「(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項で準用する第5条第2項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定にあつては、当該額を当該認定の申請に係る対象住戸数で除して得た額（その額に10未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同項第1号中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し」に改め、同号ア中「13,000」を「12,000」に改め、同号イ中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ

(ア) 中「24,500」を「19,500」に改め、同号イ(イ) 中「40,000」を「30,500」に改め、同号イ(ウ) 中「70,500」を「49,000」に改め、同号イ(エ) 中「123,500」を「78,000」に改め、同号イ(オ) 中「214,000」を「119,000」に改め、同号イ(カ) 中「393,500」を「200,500」に改め、同号イ(キ) 中「552,000」を「252,000」に改め、同項第2号ア中「47,560」を「47,200」に改め、同号イ中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ(ア) 中「117,380」を「114,100」に改め、同号イ(イ) 中「189,040」を「182,300」に改め、同号イ(ウ) 中「378,840」を「363,050」に改め、同号イ(エ) 中「681,320」を「646,150」に改め、同号イ(オ) 中「1,171,420」を「1,094,150」に改め、同号イ(カ) 中「2,165,780」を「2,005,600」に改め、同号イ(キ) 中「3,097,020」を「2,844,150」に改め、同項第4号中「長期優良住宅の建築等計画の認定審査手数料の項第5号」を「長期優良住宅の建築等計画の認定審査手数料の項第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可審査手数料	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可	1 件につき	160,000
マンションの建替えに係る容積率の特例許可審査手数料	要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可	1 件につき	160,000

#### 附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議案 第95号

那須塩原市文化会館等条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市文化会館等条例の一部を改正する条例

那須塩原市文化会館等条例（平成17年那須塩原市条例第106号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那須塩原市文化会館条例

第1条中「那須塩原市文化会館等」を「那須塩原市文化会館」に、「「会館等」を「「会館」に改める。

第2条中「会館等」を「会館」に改め、同条の表那須塩原市塩原文化会館の項を削る。

第2条の2第1項中「会館等」を「会館」に改め、「とし、休館日は次のとおり」を削り、同項の表を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「及び」の次に「前項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

第3条第1項及び第3項中「会館等」を「会館」に改める。

第4条中「会館等」を「会館」に改め、同条第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第5条中「会館等」を「会館」に改める。

第7条第1項中「別表第1から別表第3まで」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第10条及び第11条第1項中「会館等」を「会館」に改める。

第12条中「会館等」を「会館」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第13条第1項中「会館等の」を「会館の」に、「那須塩原市文化会館等運営委員会」を「那須塩原市文化会館運営委員会」に改める。

第14条及び第15条第1項中「会館等」を「会館」に改める。

第16条第1項中「那須塩原市黒磯文化会館（以下この条において「黒磯文化会館」という。）」を「会館」に改め、同条第2項第1号から第3号まで及び第3項中「黒磯文化会館」を「会館」に改め、同条第4項中「第2条の2第2項」を「第2条の2第3項」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第96号

那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年那須塩原市条例第  
138号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (4) 精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行  
令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級と認定された者であ  
ること。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第97号

那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険条例（平成17年那須塩原市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に、「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る那須塩原市国民健康保険条例第8条に規定する出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案 第98号

那須塩原市企業立地促進条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市企業立地促進条例の一部を改正する条例

那須塩原市企業立地促進条例（平成29年那須塩原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「立地」の次に「及び定着」を加える。

第2条第3号中「平成20年総務省令第125号」を「平成31年総務省令第46号」に、「第5条」を「第4条」に改め、同条第4号アを次のように改める。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者

第2条第4号イ中「6月前」を「12月前」に改め、同条第5号中「償却資産」の次に「のうち操業開始の日が属する月までに取得したもの」を加え、同条第7号中「既設の事業所を拡張し、又は既設の事業所のほかに新たに本市に事業所を設置する」を「次に掲げるいずれかの行為をする」に改め、同号に次のように加える。

ア 既設の事業所を増築し、又は改築（建替えを含む。）すること。

イ 既設の事業所のほかに本市に事業所を設置すること。

ウ 既設の事業所において、生産が增強される新たな設備を設置すること。ただし、既存設備の更新は除く。

第2条第11号中「操業開始の日が属する年度の翌年度」を「操業開始後において、当該事業所に対し最初に課される固定資産税の納期限の属する年度」に改め、同条に次の2号を加える。

(12) スマートファクトリー 情報通信技術、人工知能などのデジタル技術を活用し

た生産性が高く効率的な工場をいう。

(13) カーボンニュートラル実現に資する企業 次に掲げる企業のいずれかに該当するものをいう。

ア 再生可能エネルギーの地産地消を行う企業

イ 電動車（専ら電気を動力源とする自動車及び燃料電池その他先進的な技術を用いた電池を主電源とする自動車をいう。）、蓄電池、再生可能エネルギー、水素、半導体又は情報通信の製品を製造する企業

ウ 二酸化炭素等を資源として捉え、有効活用する技術を用いて低炭素化を図る製品を製造する企業

エ スマートファクトリーの実現に向けて設備投資を行う企業

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社及び同条第3号に規定する子会社の関係にある企業又はこれと同等の関係にある企業は、代表を定めて行うことができる。

第9条第2項第1号を次のように改める。

(1) 企業立地促進奨励金 交付要件を満たした日又は指定事業者に対して課せられる固定資産税を完納した日のいずれか遅い日以後1年以内とする。

第13条中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

別表企業立地促進奨励金の項を次のように改める。

<p>企業立地促進奨励金</p>	<p>(1) 新設の場合 次のアからウのいずれにも該当すること。                  ア 企業の立地に伴う基準年度の評価額総額が1億円以上であること。                  イ 新規雇用従業員の数が次のいずれかに該当すること。                  (ア) 20人以上                  (イ) 5人以上20人未満                  ウ 企業の立地に当たり、国、地方公共団体等から交付される補助金の額が新たに取得した固定資産の取得額に3分の1を乗じて得た額よりも少な</p>	<p>各交付対象年度における固定資産税に相当する額とする。ただし、カーボンニュート</p>	<p>(1) 交付対象期間は、第1号イ(ア)に該当する場合は基準年度及びこれに続く4年度とし、同号イ(イ)に該当する場合は基準年度及びこれに続く2年度とする。ただし、カーボンニュートラル実現</p>
------------------	--	---	---

<p>いこと。</p> <p>(2) 増設又は移転の場合 次のアからウのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 企業の立地に伴う基準年度の評価額総額が5,000万円以上であること。</p> <p>イ 新規雇用従業員の数が次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 10人以上</p> <p>(イ) 3人以上10人未満</p> <p>(ウ) 2人(第4条第1項に規定する申請の日において、市内の既設事業所の従業員のうち、第2条第4号ウに規定する者が100人未満の企業に限る。)</p> <p>(エ) 1人(第4条第1項に規定する申請の日において、市内の既設事業所の従業員のうち、第2条第4号ウに規定する者が67人未満の企業に限る。)</p> <p>ウ 企業の立地に当たり、国、地方公共団体等から交付される補助金の額が新たに取得した固定資産の取得額に3分の1を乗じて得た額よりも少ないこと。</p>	<p>ラル実現に資する企業の最終年度に限り、カーボンニュートラル実現に資するための設備取得額又は固定資産税に相当する額のいずれか低い額とする。</p>	<p>に資する企業にあっては、当該交付対象期間に1年度を加えるものとする。</p> <p>(2) 交付対象期間は、第2号イ(ア)に該当する場合は、基準年度及びこれに続く4年度とし、同号イ(イ)から(エ)のいずれかに該当する場合は基準年度及びこれに続く2年度とする。ただし、カーボンニュートラル実現に資する企業にあっては、当該交付対象期間に1年度を加えるものとする。</p>
---	---	--

別表雇用促進奨励金の項備考の欄を次のように改める。

指定に係る事業につき、交付は1回限りとする。

別表用地取得奨励金の項備考の欄を次のように改める。

指定に係る事業につき、交付は1回限りとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の那須塩原市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請をする者の処分に適用し、同日前に指定を受けた者の処分については、なお従前の例による。

議案 第99号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- |   |        |                     |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 財産の種類  | 建物（木造鉄板ぶき平家建 平成6年築） |
| 2 | 所 在    | 那須塩原市関谷448番地1       |
| 3 | 用 途    | 店舗                  |
| 4 | 数 量    | 1棟 229.38平方メートル     |
| 5 | 評 価 額  | 6,240,000円          |
| 6 | 譲渡の相手方 | 那須塩原市〇〇〇〇<br>〇〇 〇〇  |

議案 第100号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	黒磯公園 那珂川河畔公園 東那須野公園 山中新田児童公園 とようらコミュニティ公園 厚崎さわやか広場 沓掛二丁目公園 前弥六南町公園 沓掛三丁目公園 方京一丁目公園 方京二丁目公園 方京三丁目公園 大原間西一丁目第一公園 大原間西一丁目第二公園 いなむらふれあい公園 戸田水辺公園 沓掛一丁目公園 大原間西二丁目公園 烏ヶ森公園
--------------------------	--

	乃木公園 那須開墾社第二農場歴史公園 井口公園 大山公園 南町児童公園 西那須野駅前公園 一本杉緑地 狩野緑地 三小前緑地 乃木緑地 疏水パーク 西朝日町緑地 八汐第一公園 八汐第二公園 今井公園 関谷中央公園 関谷第一公園 関谷第二公園 関谷第三公園
指定管理者となる団体	那須塩原市南郷屋五丁目163番地765 公益社団法人那須塩原市シルバー人材センター 代表理事 青木 富士夫
指定の期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議案 第101号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	稲村団地 若松団地 磯原団地 錦団地 下厚崎団地 鍋掛団地 島方団地 烏が森住宅 南郷屋住宅 三島住宅 畑中住宅 二区住宅 塩原中塩原住宅 塩原古町団地 塩原八汐団地 塩原福渡共同住宅 塩原福美団地 塩原前山団地 塩原親和団地
--------------------------	---

指定管理者となる団体	那須塩原市末広町53番地 とちぎ県北不動産業協同組合 代表理事 後藤 壽久
指定の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案 第102号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	那須塩原市にしなすの運動公園 那須塩原市三島体育センター
指定管理者となる団体	栃木県宇都宮市京町11番地1 株式会社極東体育施設 代表取締役 卷嶋 貴雄
指定の期間	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

議案 第103号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、那須塩原市道路線を次のとおり認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	備考
K3061	沓掛3061号線	沓掛二丁目	沓掛二丁目	
K3062	上厚崎3062号線	上厚崎	上厚崎	
K3063	豊浦中町縦3063号線	豊浦中町	豊浦中町	
K3064	豊浦中町縦3064号線	豊浦中町	豊浦中町	
K3065	住吉町3065号線	住吉町	住吉町	
N1525	東三島1525号線	東三島五丁目	東三島五丁目	
N1526	下永田1526号線	下永田七丁目	下永田七丁目	
N1527	東三島1527号線	東三島四丁目	東三島四丁目	
N1528	太夫塚1528号線	太夫塚二丁目	太夫塚二丁目	
N1529	太夫塚1529号線	太夫塚二丁目	太夫塚二丁目	
N1530	東三島1530号線	東三島五丁目	東三島五丁目	
N1531	東三島1531号線	東三島五丁目	東三島五丁目	
N1532	三島1532号線	三島二丁目	三島二丁目	
N1533	西三島1533号線	西三島六丁目	西三島六丁目	
N1534	太夫塚1534号線	太夫塚五丁目	太夫塚五丁目	
N1535	下永田1535号線	下永田七丁目	下永田七丁目	
N1536	下永田1536号線	下永田七丁目	下永田七丁目	
N1537	下永田1537号線	下永田七丁目	下永田七丁目	

報告 第29号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月 9日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

訴えの提起について

次のとおり差押債権の納入を求める訴えを提起する。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 相手方   | 大田原市〇〇〇〇<br>〇〇 〇〇  |
| 2 請求の趣旨 | 次に記載の金額の支払を求める。<br>(1) 未払差押債権 227,100円<br>(2) 申立手続費用 2,683円<br>(3) 通常訴訟手続費用 6,900円 |
| 3 管轄裁判所 | 大田原簡易裁判所   |
| 4 その他   | 本件については、必要に応じ、上訴、和解その他必要な措置を行う。  |

報告 第30号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月12日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年6月21日、那須塩原市〇〇〇〇地内において発生した事故による相手方工作物の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 60,500円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は60,500円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。  
市は、上記損害額を相手方修理先に支払う。  
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇〇〇  
〇〇 〇〇  
那須塩原市〇〇〇〇  
〇〇 〇〇